

「ノバルロン」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

## 1. 経緯

平成17年1月13日付けで農林水産省から、「ノバルロン」について農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡があり、また平成17年2月18日付けで関係企業から、同薬について平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき申請があり、必要な資料が提出されたことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

## 2. 「ノバルロン」の概要

本薬は、殺虫剤であり、本年1月現在、キャベツ、トマト及びびなすに登録があり、昨年6月に食品衛生法に基づく残留農薬基準が告示されている。今回、新たにてんさいへの適用拡大が申請されているほか、米国における使用に基づき、りんご及びびなしについて残留農薬基準の改正が要請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国においては、米国、オーストラリア等の国々において登録されている。

なお、ノバルロンは、平成15年12月25日に食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに、食品健康影響評価の結果として、「ノバルロンの一日摂取許容量を0.011mg/kg 体重/日と設定する。」とする通知（府食第439号）がなされている。

## 3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ノバルロン」の食品中の残留基準設定について検討する。